

令和3年度 第2回 大分市障害者自立支援協議会

日 時：令和4年2月24日（木）10:00～11:30

場 所：大分市役所大会議室（本庁舎8階）

【次第】

1 開会

2 議事

（1）医療的ケア児とその家族に対する支援について

（2）大分市成年後見制度利用促進基本計画について

（3）各専門部会の令和3年度活動報告について

（4）その他

3 閉会

- （参考資料） ①本市における医療的ケア児の状況
②医療的ケア児等コーディネーター
③医療的ケア児災害時個別支援票
④人工呼吸器非常用電源補助事業
⑤特別支援教育メディカルサポート事業
⑥医療的ケア児教育・保育事業

大分市障害者自立支援協議会委員名簿

任期 令和3年7月1日から令和5年6月30日まで

	職 名	氏 名
1	社会福祉法人大分市社会福祉協議会 会長	江 藤 郁
2	国立大学法人大分大学福祉健康科学部 教授	中 山 慎 吾
3	大分市身体障害者福祉協議会連合会 会長	衛 藤 良 憲
4	一般社団法人大分都市医師会 会長	釘 宮 誠 司
5	大分療育センター地域療育連携室 室長補佐	森 千 春
6	大分こども発達支援センター 相談支援専門員	黒 島 加 奈
7	大分県立新生支援学校 教頭	三 原 彰 夫
8	大分公共職業安定所 統括職業指導官	姫 野 敏 郎
9	大分県中小企業家同友会 大分支部障がい者問題委員長	都 築 克 宜
10	大分市民生委員児童委員協議会 障がい者福祉部会長	甲 斐 和 則
11	大分市ボランティア連絡協議会 会長	工 藤 福 成
12	障害者就業・生活支援センター大分プラザ センター長	釘 宮 慶 太
13	大分市社会福祉協議会あんしんサポートセンター 所長	足 立 貴 昭
14	一般社団法人大分市手をつなぐ育成会 理事長	齊 藤 國 芳
15	大分県精神保健福祉社会大分すみれ会 副会長	阿 南 静 生
16	大分市肢体不自由児者父母の会 事務局長	秋 吉 一 恵
17	大分県精神保健福祉士協会 協会員	田 原 貴 臣
18	大分市聴力障害者福祉会 常任理事	加 藤 順 子
19	大分市自治会連合会 大津町二丁目町内会長	山 下 順 子
20	大分市知的障害者施設協議会 会長	酒 井 弘 元
21	社会福祉法人幸福会 理事長	花 宮 良 治
22	特定非営利活動法人レガーレ 理事長	米 澤 幸 宏
23	特定非営利活動法人大分県難病・疾病団体協議会 代表理事	早 野 真 弓
24	大分市地域包括・在宅介護支援センター協議会(南大分地域包括支援センター長)	衛 藤 航 介
25	就労継続支援B型事業所「ワーク大分すみれ会」利用者(当事者)	後 藤 秀 信
26	特定非営利活動法人いのちきサポート 理事長(当事者)	豊 田 昭 知
27	就労継続支援A型事業所「ソレイユ」利用者(当事者)	吉 田 友 哉
28	障害者相談支援センター「もりのおうち」課長	金 澤 康 隆
29	障がい者相談支援センター「きぼう21」	芦 苓 弘 城
30	障がい者相談支援センター「コーラス」	矢 野 太 亮
31	障がい者相談支援センター「さざんか」	高 橋 恵 美
32	大分市教育委員会大分市教育センター 所長	佐 藤 義 仁
33	大分市福祉保健部長	齊 藤 修 造

令和3年度 第2回 大分市障害者自立支援協議会委員委嘱状交付式座席表

(順不同 : 敬称略)

会長
江藤 郁

副会長
中山 慎吾

三原 彰夫

甲斐 和則

秋吉 一恵

花宮 良治

米澤 幸宏

齊藤 修造

工藤 福成

齊藤 國芳

田原 貴臣

早野 真弓

高橋 恵美

矢野 太亮

(手話通訳者 2名)

加藤 順子

姫野 敏郎

釘宮 延太

阿南 静生

金澤 康隆

佐藤 義仁
(代理 川井 英史)

黒島 加奈

都築 克宜

山下 順子

酒井 弘元

後藤 秀信

豊田 昭知

障害福祉課
参事
甲斐 秀樹

福祉保健部審議監
兼福祉事務所長
後藤 剛

障害福祉課
課長
田崎 敏

障害福祉課
参事
尾島 千咲

障害福祉課
主査
河野 剛志

障害福祉課
専門員
小若女 康子

障害福祉課
主査
芦田 浩史

障害福祉課
主任
藤近 光

障害福祉課
主査
奈須 正博

障害福祉課
主査
松本 明子

受付

入口

大分市障害者自立支援協議会条例

平成24年3月27日
条例第3号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、大分市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 法第5条第18項に規定する相談支援の評価に関すること。
- (2) 障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むための支援に関すること。
- (3) 地域の関係機関、関係団体等の相互の連携に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障害者への支援体制の整備に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 障害福祉事業の関係者
- (4) 障害者又はその保護者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 第2条各号に掲げる所掌事務について具体的な調査及び研究を行うため、協議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、調査及び研究の経過及び結果を会長に報告するものとする。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

7 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に当該部会に属する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則（平成25年条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第1項第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）、第3条中大分市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の題名の改正規定及び同条例第1条の改正規定（「大分市障害程度区分判定審査会」を「大分市障害支援区分判定審査会」に改める部分に限る。）、第4条中大分市障害者自立支援協議会条例第2条第1号の改正規定並びに第5条中大分市障害者福祉手当条例第2条第5号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第11号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

医療的ケア児及び家族に対する支援について

1. 医療的ケア児を取り巻く社会環境

①医療的ケア児とは

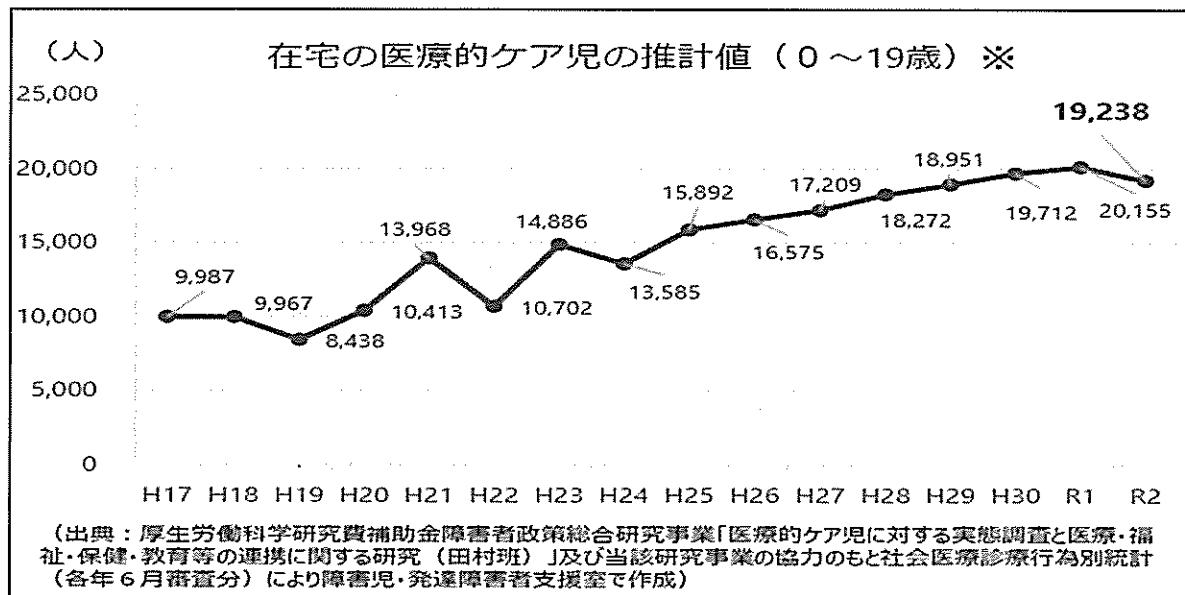
近年の新生児医療の進展やN I C U（新生児集中治療室）の整備を背景として、医療機関を退院した後も、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが、日常的に必要な児童のことをいいます。

②主な医療的ケアの内容

主な医療的ケア	主な内容
経管栄養 (胃ろう、腸ろう、鼻腔など)	摂食・嚥下の機能に障がいがあることが原因で、口から食事を摂れない、十分な量を摂れない場合に胃や腸、鼻腔にチューブを通して流動食や栄養剤を注入する。
吸引 (たん・唾液など)	筋力の低下などが原因で、自力でたんなどの排出が困難な場合に、口腔、鼻腔から吸引器でたんなどを吸引する。
酸素療法の管理	呼吸機能の低下が原因で、体内の酸素が不足している場合、酸素濃縮器等の機器を使い、酸素を補う。
吸入 (薬剤)	たんを切れやすくするために機器(ネブライザー)などを使い、薬剤を吸入する。
人工呼吸器の管理	呼吸機能の低下が原因で、うまく呼吸ができない場合に機器(ネブライザー)等を使い、薬剤を吸入する。
気管切開部の管理	呼吸機能の低下が原因で、口や鼻から十分に呼吸ができない、栄養が摂れない場合などに気管を切開して機器を装着する。
導尿	自己での排泄が困難な場合に膀胱にチューブを入れて尿を出す。

③医療的ケア児数（推計値）

全国で約20,000人の在宅の医療的ケア児がおり、障害福祉課が事業所等を通じて把握した本市における医療的ケア児数は43人です。（令和4年2月現在）



④医療的ケア児に関する課題

在宅生活では、主に家族が医療的ケアを担い、障害福祉や医療の各種サービスを利用しながら日常生活を送っていますが、医療的ケア児が在宅で生活するために、一般的には以下のようないくつかの課題があり、その対応策が求められています。

分野	課題	対応策
発達 ・ 療育	日中を過ごす通いの場が不足 生活環境が家庭と学校に限定	障害児通所支援・短期入所事業所の確保
医療 ・ 介護	家族が24時間看護を担う心身の疲労	・訪問看護、訪問診療の体制整備 ・小児在宅医療従事者の育成
保育 ・ 教育	医療的ケアに対応できる体制の確保	看護師、教職員等の配置

⑤医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の成立

令和3年9月に医療的ケア児を育てる家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止する目的として、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「医療的ケア児支援法」という）」が施行されました。

この法律は障害や医療的ケアの有無にかかわらず、安心して子どもを産み育てることができる社会を目指すために、「医療的ケア児の日常生活を社会全体で支援すること」などを基本理念として掲げるとともに、これまで国・地方公共団体のほか、保育所の設置、学校の設置者の「努力義務」とされてきた医療的ケア児への支援が「責務」に変わりました。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全文
(令和3年法律第41号) (令和3年6月11日成立・同6月22日公布)

◎医療的ケア児とは
日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを育み、育てることができ社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
→医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けるよう
に最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後に引き受けられた支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務 **保育所の設置者、学校の設置者等の責務**

支 援 措 **国・地方公共団体による措置** **保育所の設置者、学校の設置者等による措置**

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）
検討委員会：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を検査した検討
医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時ににおける医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

2. 本市におけるこれまでの主な取組

①医療的ケア児支援検討部会の設置

平成31年3月に、国の基本指針に基づき、医療的ケア児の支援に関する協議の場として、「子ども部会」内に、障害福祉、保健、医療、保育、教育等の関係機関による「医療的ケア児支援検討部会」を設置し、医療的ケア児の支援体制の構築に向けて、定期的に議論を進めています。

②医療的ケア児等コーディネーターの配置

福祉、医療、教育等の関係機関と連携し、障害福祉サービスの利用や保育所への入園、学校への入学等に向けた調整役として、「医療的ケア児等コーディネーター」を令和元年度から各年3名ずつ、主に医療的ケア児を担当する相談支援専門員を中心に配置しています。(令和4年1月末現在 9名)

③医療的ケア児災害時個別支援票の作成

災害時に医療機関や訪問看護事業所等が、医療的ケア児に関する情報を共有できるよう「主治医の連絡先」、「医療的ケアの内容」、「使用する医療器具」、「対応の注意点」などをまとめた「災害時医療的ケア児個別支援票」を作成しています。
(令和4年1月末現在 27名)

④人工呼吸器非常用電源補助事業

常時人工呼吸器を使用する在宅の医療的ケア児等を対象として、人工呼吸器の災害時の電源を確保するため、発電機やポータブル電源等の購入費を助成しています。
(令和4年1月末現在 32名)

⑤特別支援教育メディカルサポート事業（教育センター）

医療的ケア児が在籍する市立小学校、中学校、義務教育学校に看護師を派遣し、医療的ケアを実施することで、児童生徒の安全な学校生活および教育活動の確保や保護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。(令和4年1月末現在 7校8名)

⑥医療的ケア児教育・保育事業（保育・幼児教育課）

医療的ケア児が市立保育所・幼稚園を希望する場合、看護師等を派遣し、医療的ケア児の受け入れを行うことにより、幼児教育・保育の機会が保障され、保護者の身体的・精神的負担の軽減や就労機会の確保を図ります。

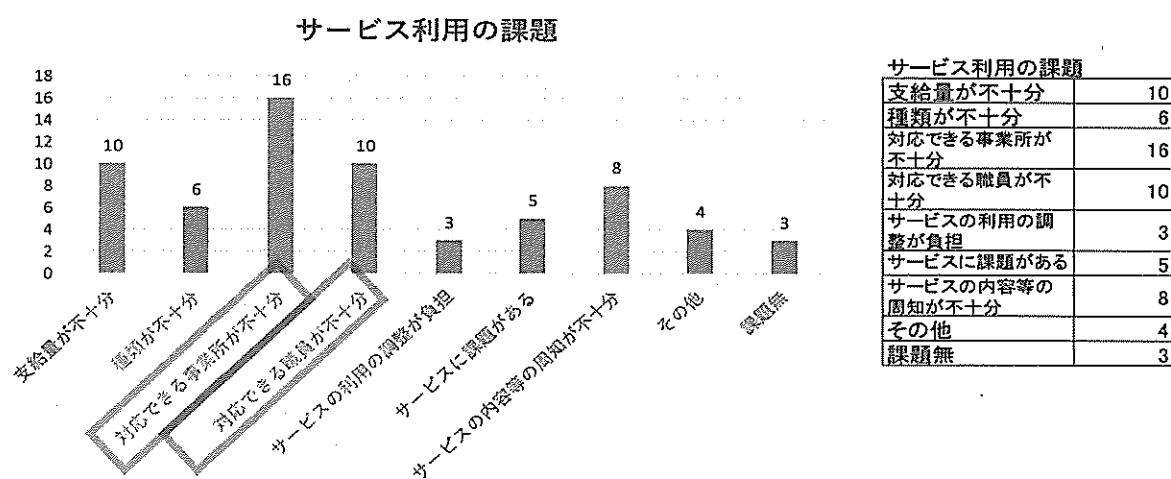
(令和4年1月末現在 2名)

3. 令和3年度第1回医療的ケア児支援検討部会の開催（令和3年11月）

令和3年6月の医ケア児支援法の公布を踏まえ、医療的ケア児及びその家族のニーズと課題を把握するために行ったアンケート結果（43件のうち28件が回答）を部会で報告しました。

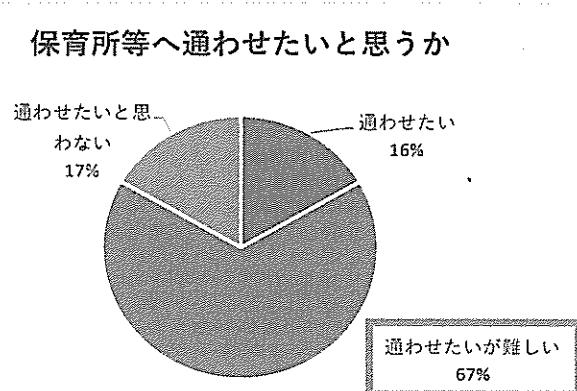
主なアンケート結果と部会委員による意見は以下のとおりです。

①サービス利用の課題



- ・送迎の支援を求める声が多く、送迎方法が充実すれば利用者も増える。
- ・看護師の確保が難しいため、受け入れができない。
- ・医療的ケア児の受入ができる事業所が分かると良い。

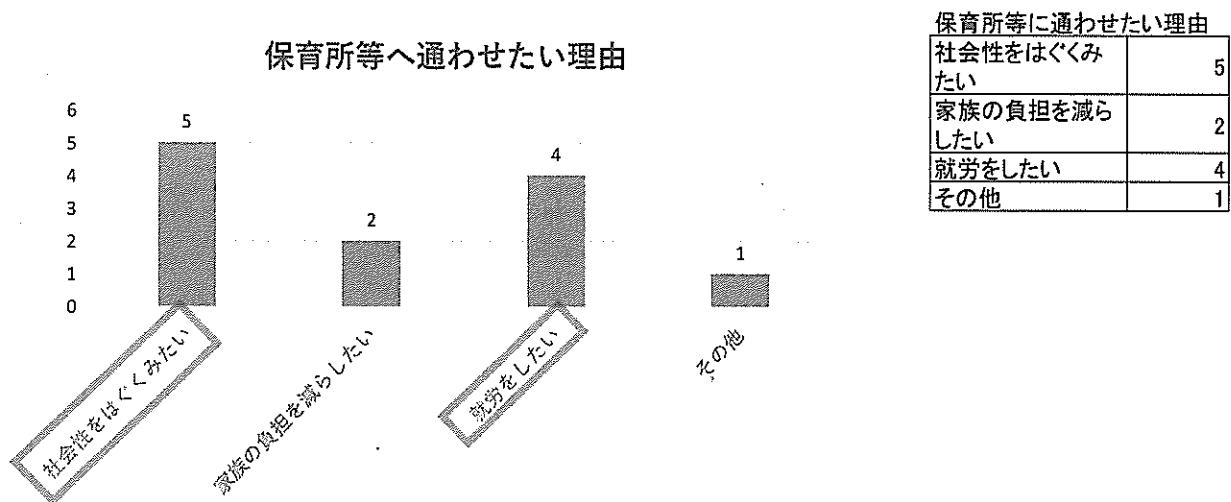
②保育所や学校等に通わせたいか



保育所等へ通わせたいと思うか	件数
通わせたい	1
通わせたいが難しい	4
通わせたいと思わない	1

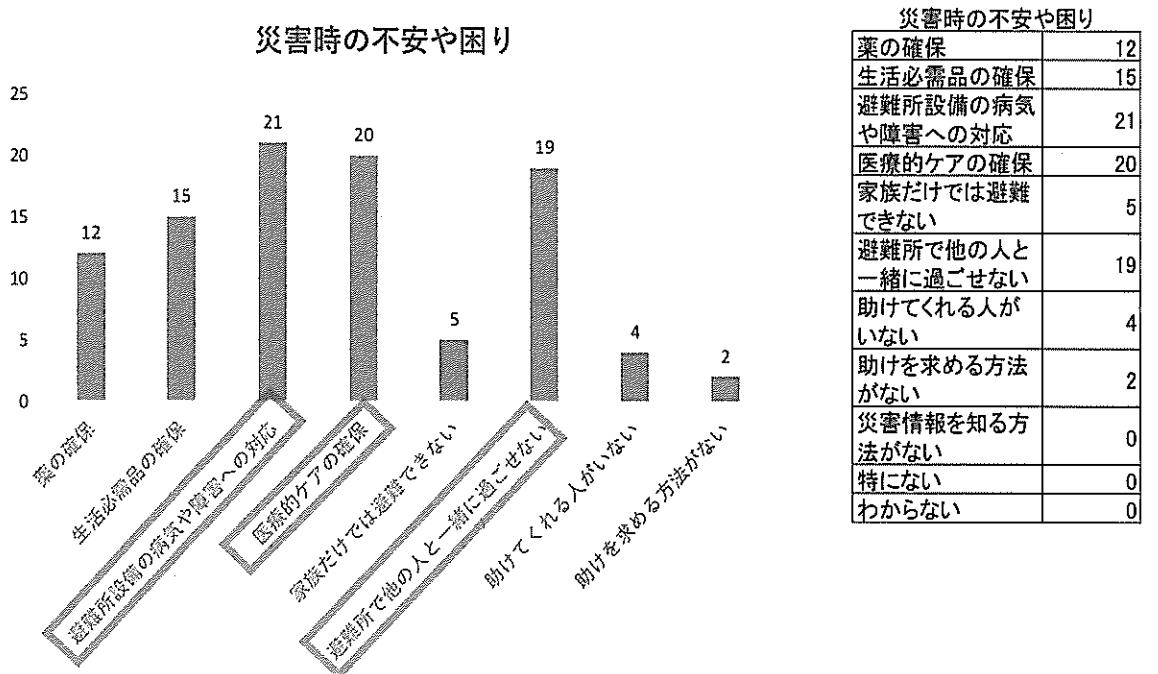
- ・(医療的ケア児教育・保育事業) 私立の保育所・幼稚園にも拡充予定である。

③保育所や学校等に通わせたい理由



- （特別支援学校では）保護者の付き添いが不要になることを望む声が多く、県の担当課と協議しながら今後の支援を検討している。

④災害時の対応



- 受入ができる避難所や非常用電源の有無等の情報が分かると良い。
- 特別支援学校等の大きな施設で受け入れれるような体制ができると良い。

4. 今後の医療的ケア児支援検討部会における取組

医療的ケア児支援法の基本理念や、アンケート結果及び部会委員による意見等を踏まえ、今後も医療的ケア児支援検討部会を開催し、以下のことについて検討します。

①医療的ケア児が利用できるサービス等に関する周知方法の検討

利用できるサービスの周知が不十分であるとのアンケート結果を踏まえ、医療的ケア児が利用できる障害児通所支援事業所の情報をはじめ、各種制度やサービスをまとめたホームページの作成など、医療的ケア児と家族が必要とする情報を分かりやすく周知する方法について検討します。

②医療的ケア児の移動や送迎に関する支援の検討

送迎が家族の負担になっているとの意見を踏まえ、既存の障害福祉サービスである「移動支援事業」を拡充し、「喀痰吸引等研修」を修了した介護職員等が医療的ケアを実施することで、医療的ケア児の社会参加の拡大と家族の負担軽減に関する支援を検討します。

③災害時における医療的ケア児や家族に対する支援の検討

令和3年5月に災害対策基本法の改正を踏まえて、「福祉避難所の確保・運営に関するガイドライン」が改定され、「福祉避難所への直接避難の促進」等が盛り込まれたことから、本市における福祉避難所の運用に関する検討を行います。

また、既存事業である「人工呼吸器非常用電源補助事業」についても、対象要件の追加や補助金額の引上げなどを検討します。

大分市成年後見制度利用促進基本計画に係る取組について

成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年5月13日に施行され、市町村の講ずる取組について規定された。

また、平成29年3月24日に閣議決定された国の基本計画では、市町村に対し、権利擁護支援の地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画策定に努めることを求めている。

これを受け、本市は、令和3年度から令和5年度までを計画期間とした「大分市成年後見制度利用促進基本計画」を令和3年4月に策定した。

1. 成年後見制度の現状（令和2年度厚生労働省「成年後見制度の現状」より）

①認知症高齢者の数

＜全国＞2012年度 約460万人（高齢者人口の15%）

2020年度 約602万人（　　の17%）

2025年度 約675万人（　　の20%）※高齢者の5人に1人

＜大分市＞令和3年5月末時点で、18,800人と推測される

②年齢階層別障がい者数の推移

＜全国＞・知的障がい者の推移をみると、平成23年と平成28年の5年間で約34万人増加。

- ・外来の精神障がい者65歳以上の割合の推移をみると、平成20年から平成29年までの9年間で、65歳以上の割合は31.5%から37.2%へと上昇しており、かつ、我が国全体の高齢化率(28.1%)を上回る水準となっている。

＜大分市＞・療育手帳所有者数の推移 平成25年度末3,114人→令和2年度末4,295人

- ・精神障害者手帳　" 平成25年度末2,464人→令和2年度末5,138人

- ・全障がい者数(30,663人)のうち、65才以上の者は17,089人(55.7%)

③成年後見制度の利用者数

＜全国＞令和2年12月末時点 全国で232,287人（成年後見・補佐・補助・任意後見合計）

＜大分市＞令和3年3月末時点 606人（成年後見・補佐・補助・任意後見合計）

④大分市における成年後見制度の利用ニーズ

令和元年度に地域包括支援センターや高齢者支援事業者、障がい者相談支援事業所等の806施設を対象に実施した「成年後見制度のニーズ調査」において、各施設利用者のうち、612名が今後(調査時点から3年の間)、成年後見制度の利用が必要になるとの結果あり。

2. 大分市成年後見制度利用促進基本計画で掲げる施策

<基本理念> 誰もが意思の決定を尊重され安心して暮らせるまちづくり

- ①権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関の整備
- ②成年後見制度の普及啓発
- ③成年後見制度利用支援

3. 今後の具体的な取組

①大分市成年後見センターと中核機関への移行

大分市成年後見センターは、大分市社会福祉協議会へ委託し、平成30年4月に開設。令和4年度の大分市成年後見センターの中核機関への移行に向け、大分市社会福祉協議会と協議を行い、準備を進める。

②広域連携について（由布市との広域連携）

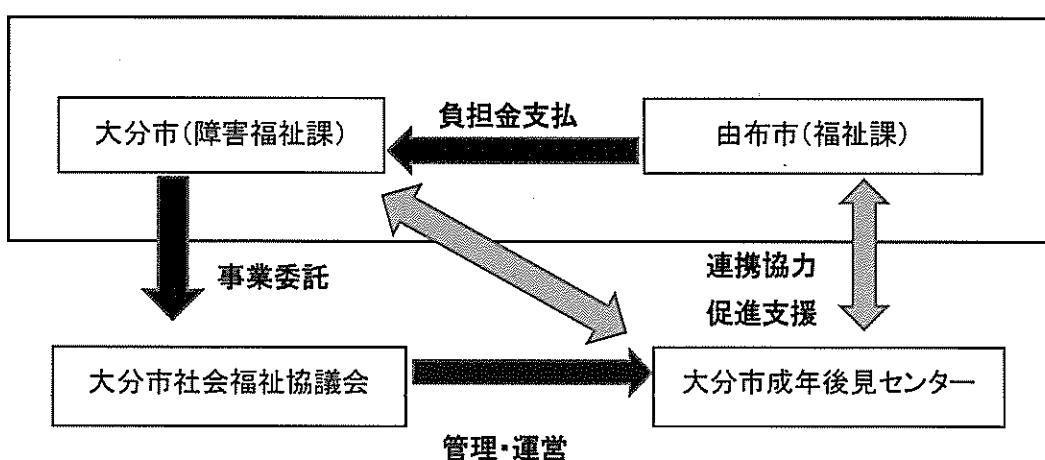
大分都市広域圏の取組を進める中、由布市より大分市成年後見センター利用の依頼があり、相談窓口の相互利用等について協議を進めている。

由布市民の相談は一義的には由布市及び由布市社会福祉協議会が対応し、由布市で対応困難な専門的なケースについては、大分市成年後見センターと連携して対応することとする。
※由布市との連携については、大分家庭裁判所及び県が示した人口規模や圏域等の枠組みに沿って実施する。

《広域連携の概要》

<協定締結>

(体系図)



③協議会の設置について

法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体であり、令和4年度中の設置に向け、関係機関等と協議を進める。

各専門部会の令和3年度活動報告について

1. 差別解消推進部会

（1）障がい者差別解消に関する取組

①障害者差別解消法に関する周知啓発活動の実施

令和3年11月20日（土）～令和3年11月21日（日）に、祝祭の広場で開催した共生社会ホストタウンイベント「スイスフェア」及び第40回記念大分国際車いすマラソンイベント実施時に障害者差別解消法に関する啓発ブースを設置し、啓発用チラシが入ったポケットティッシュの配布や啓発パネルを展示した。

②まちづくり出張教室の実施

大分人権擁護委員協議会第三部会委員を対象に、障害者差別解消法の研修を実施

③心のバリアフリー研修の実施（1月末現在 2件）

④市報及びホームページにおける障害差別解消法に関する掲載

（2）障がいを理由とした差別に関する相談事例の共有に関する取組

・障害者差別解消部会の開催

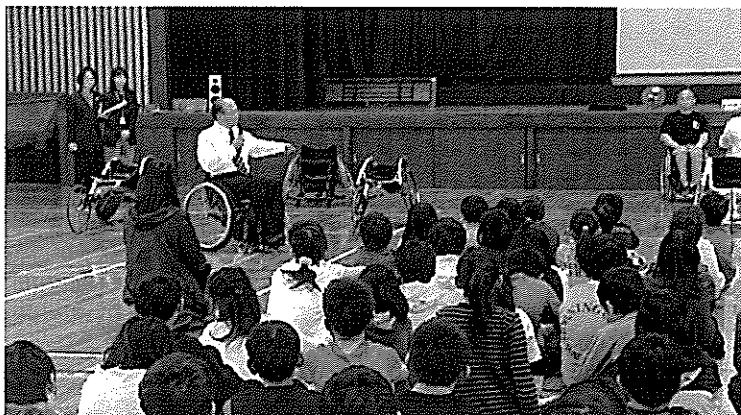
①市役所内で受けた相談に関する共有

各課で受けた障がいを理由とした差別に関する相談件数 0件
(合理的配慮に関する相談については、庁内各課で相談対応あり)

②大分県障害者権利擁護推進センターとの情報共有

※来年度以降の取組として、相談事例の共有に関する新たな収集方法や、障害者差別解消法の一部改正により、民間企業に対して「合理的配慮」が義務化されることに伴う周知方法等の検討を行うこととした。

令和3年度 「心のバリアフリー研修」 を実施します



「バリアフリーって何？」
「ユニバーサルデザインって何？」
「ノーマライゼーションって？」

職場で、地域で、「障がい」を学んでみませんか？

《心のバリアフリー研修とは》
誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会づくりに向け、「障がい」とは何かを正しく理解し、どのような配慮が必要なのかを知り、実際にサポートができるようになることを目的とした研修です。



【受講対象者】

- 大分市に居住もしくは勤務する方
- 障がいのある方へのおもてなしを身に着けたい事業者の方
- 障がい者を雇用する、または障がい者の雇用を検討している事業者の方
- 「障がい」について正しく理解したい方、実践的な対応方法を学びたい方
- 大分市をもっと暮らしやすい街にしたいとお考えの方

【開催期間】 令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

【開催費用】 無料（研修会場等の手配は申込者の負担となります）

【開催形態・時間帯】

- 研修講師が、申込者の指定するご希望の場所に出向く出前講座形式です
- 10時～21時の間の開催で、ご希望の日にちを指定できます。（土日祝可能）

2. 就労支援部会

(1) 就労支援部会の開催（書面開催）

対象事業所 就労移行支援・就労継続支援A型・B型事業所、特別支援学校等

- 主な内容 ①障がい者の就労状況について
②就労ピアサポートサロンや社会資源ガイドブックに関する活動報告
③令和3年度報酬改定に伴う留意事項について
④農福連携の推進について

今回は「農福連携※」をテーマとして、まずは各事業所の農作業等に関する取組状況やその成果及び課題等を把握することを目的としたアンケートを実施した。

※農福連携とは…障がい者等が農業分野で活躍することを通じて、就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野における新たな働き手の確保を目指す取組

アンケート結果（概要）

- ① 農作業等の実施状況 農業を実施している … 13事業所
(内訳) ※重複あり

事業所自ら農業を実施している … 8事業所

農家から委託を受けて行っている … 8事業所

農業を実施していない … 14事業所

- ② 農作業等を実施する効果 平均賃金の向上・安定化
年間を通じて就労の機会が確保できる
利用者の体力の向上、自信や生きがいの創出

- ③ 農作業等を実施する課題 (降雨や酷暑など) 天候に左右される
設備を整えるための原資の捻出
対応できる利用者が少ない

- ④ 農作業を実施しない理由 障がい特性(視覚障がい等)により、屋外作業が困難
現在、受けている作業が忙しく余裕がない
土地、設備、支援員等の確保が困難

(2) 就労ピアサポートサロンおおいた（毎月第3日曜日）

就職活動中または一般就職している障がい者に、「交流・情報交換の場」として、当事者同士の相談機会を提供することにより、「就労」に対するモチベーションアップ及び就労支援や定着を目指す。

なお、令和3年10月から令和4年3月まで、試行的に開始時間を変更（10時→13時）し、参加者数の増減や参加者の意見等を踏まえながら、来年度の開催に向けた検討を行う。

■令和3年度 参加者数

令和4年2月現在

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
3 年 度	障がい者	8	※		5	7	※	7	4	7	5			43
	家族等	0			0	0		0	0	0	0			0
	合計	8			5	7		7	4	7	5			43
令和2年度 (参考)		※		9	7	5	5	9	9	8	10			75

※新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止

(3) 社会資源ガイドブックの掲載（市のホームページ）

障がいのある方や家族が、事業所を選ぶ際の参考になるよう、市内の就労継続支援事業所や就労移行支援事業所等の利用時間、作業内容及び職員体制等の情報を本市のホームページに掲載している。（各事業所から直近の情報を集約し、3月に更新予定）

3. 生活支援部会

(1) 「グループホーム（共同生活援助）」の空き状況に関する情報提供

各グループホームの空き状況を把握し、本市のホームページに掲載した。

計 131施設 (令和4年1月1日現在)

(2) 日中サービス支援型グループホームの実施状況に関する報告及び評価

令和3年度は、日中サービス支援型グループホーム（共同生活援助）の運営を行っている事業者から、運営状況や支援内容等の説明を受け、評価や助言を実施した。

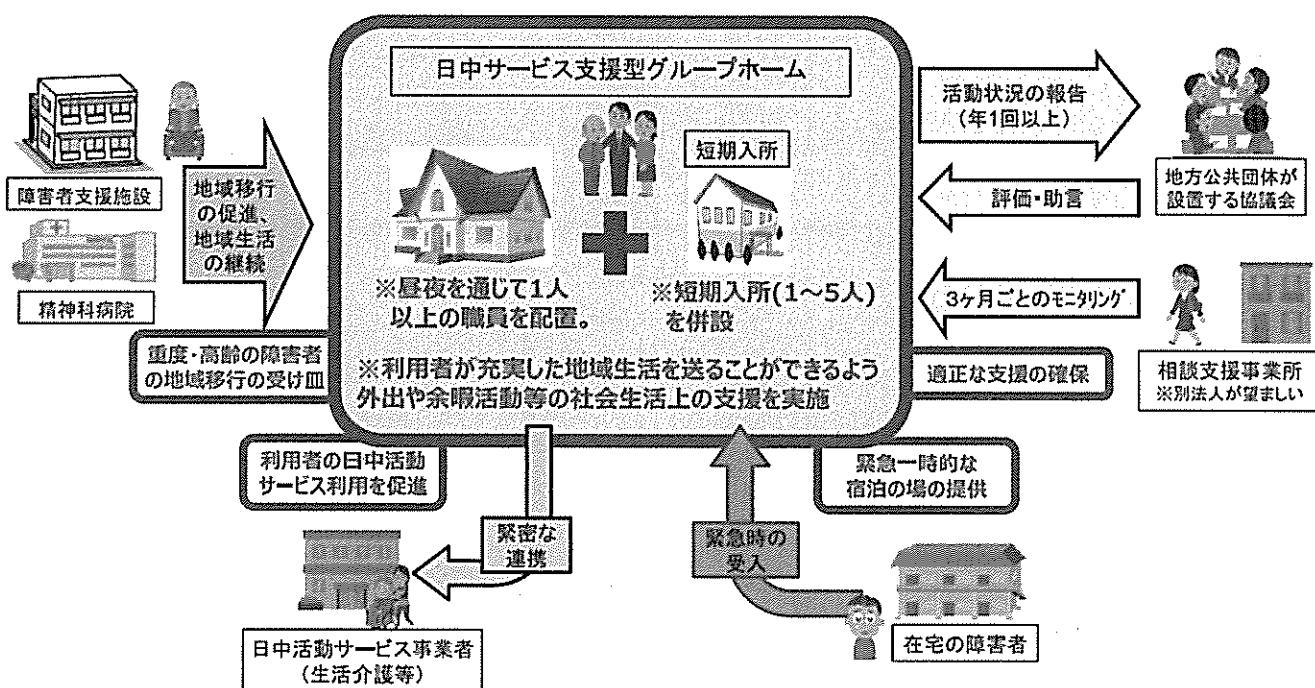
来年度以降も事業者から年1回の定期報告を受け、評価や助言を実施する。

法人名	有限会社 さくら荘	株式会社システムコンサルタント
事業所名 (所在地)	日中サービス支援型 グループホームさくら親児会1 (大分市大字城原1887番地)	3 G I F T L i v i n g (大分市鷺野946-7)
事業開始日	令和3年3月1日	令和3年4月1日
定員	10人	20人
本部会からの事業者に対する評価・助言	<ul style="list-style-type: none">・日中サービス支援型グループホームの趣旨を踏まえ、緊急的利用に対応できるよう体制の構築を図ること。・外部研修を含め、職員の研修の機会を増やすとともに、研修を受講する体制を整えること。	<ul style="list-style-type: none">・日中サービス支援型グループホームの趣旨を踏まえ、緊急的利用に対応できるよう体制の構築を図ること。・新規利用者の受入を行い、定員の充足を図ること。

日中サービス支援型グループホーム（共同生活援助）について

平成30年度に創設された日中サービス支援型共同生活援助について、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、国は「地方公共団体等が設置する協議会等※に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない」としているため、本市においては、生活支援部会で報告や評価を行う。

※障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会等をいう。



4. 子ども部会

(1) 子ども部会

①子ども部会の開催（令和4年3月開催予定）

②児童発達支援に関するホームページ掲載

保護者や支援者等が、事業所を選ぶ際の参考となるよう、利用時間や支援内容等の情報を市ホームページに掲載している。

※障害児通所支援事業所研修会は、新型コロナウィルス感染症拡大のため中止

(2) 医療的ケア児支援検討部会

①医療的ケア児支援検討部会の開催

第1回：令和3年11月30日（火）

内 容：部会委員が所属する団体の取組状況の報告

医療的ケア児の今後の支援の方向性について

災害時医療的ケア児個別支援票の運用について

大分市人工呼吸器非常用電源購入費補助事業について

第2回：令和4年3月開催予定

②医療的ケア児等アンケート調査の実施（令和3年7月）

『医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律』の公布を受けて、医療的ケア児及びその家族のニーズと課題を把握し、今後の支援の在り方を検討するために、障害福祉課が把握している医療的ケア児及びその家族を対象として実施した。

③放課後等デイサービス事業に関するホームページの作成（準備中）

放課後等デイサービス事業所について、詳細な情報を掲示する。

5. 相談支援部会

近年、障害福祉サービス等の利用に関する相談支援の増加だけでなく、高齢化や引きこもりといった複合的な課題を抱える世帯の増加に伴い、相談支援専門員の質の向上や人材育成等が求められている。

また、相談支援専門員の配置が「1名」という相談支援事業所も多数あることから、本部会の取組等を通じて、相談支援専門員のネットワーク化を図る。

(1) 相談支援部会の開催（令和3年11月18日）

相談支援事業所の課題等を共有するため、6月に実施したアンケート調査の結果（別紙1参照）等を踏まえ、「相談支援部会の活動4本柱」を設定するとともに、今年度は「相談支援専門員のネットワーク化」に取り組むこととした。

【相談支援部会の活動4本柱】

- ①相談支援専門員のネットワーク化
- ②相談支援専門員の知識向上
- ③関係機関との連携強化
- ④地域課題の共有及び社会資源の開発

(2) 地域ごとのグループによる意見交換会

相談支援事業所同士の横のつながりを強化するため、意見交換を定期的に行う場として、市内を3つの地域（東部・中央・西部）に分けたグループを編成し、本意見交換会の意見等も踏まえながら、部会の今後の活動に反映させる。

※先月末から実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期

(3) 相談支援事業所の情報掲載（市のホームページ掲載）

6月に実施したアンケートの結果、障害福祉サービス等の利用希望者が、相談支援事業所を探す場合、受入状況等を問い合わせる必要があり、利用希望者及び相談支援事業所の双方に負担が生じていることが判明したため、本市ホームページに「大分市指定特定相談支援・障害児相談支援事業所受入可能状況（別紙2参照）」を掲載した。

「相談支援に関するアンケート」の概要

調査時期 令和3年6月17日（木）～7月5日（月）

調査方法 Eメール、FAX、窓口にて回収

調査件数 49 相談支援事業所

（大分市内および大分市支給決定者の担当を多く持っている市外相談支援事業所）

回答件数 34事業所（回答率69.4%）

調査結果

＜問1 相談支援専門員数＞

（常勤非常勤問わず）

	1人	2人	3人	4人	5人以上	合計
事業所数	12	10	6	2	4	34
割合	35.3	29.4	17.6	5.9	11.8	100.0

（常勤換算後）

	1人未満	1人～2人未満	2人～3人未満	3人～4人未満	4人以上	合計
事業所数	1	19	7	4	2	33
割合	3.0	57.6	21.2	12.1	6.1	100.0

不明 1

＜問1 利用契約者数＞

	50件未満	50～100未満	100～200未満	200～300未満	300以上	合計
事業所数	6	6	14	4	3	33
割合	18.2	18.2	42.4	12.1	9.1	100.0

不明 1

＜問2 課題＞

	事業所数	割合
1. 制度の変化が激しいため、知識が追いつかない	16	47.1
2. 他相談支援事業所との連携が難しい	9	26.5
3. 相談支援専門員の人材確保・育成が難しい	16	47.1
4. 他の業務と兼務しているため、十分な相談支援が難しい	10	29.4
5. 担当の件数が多い	5	14.7
6. その他	20	58.8

※複数回答のため、合計事業所数は34とならない。また、割合の合計も100%にならない。

＜問3（1）連携が不十分と感じている機関＞

	事業所数	割合
1. 市役所（障害福祉課）	2	5.9
2. 市役所（障害福祉課以外）	4	11.8
3. 障がい者相談支援センター	7	20.6
4. 他相談支援事業所	8	23.5
5. 社会福祉協議会	3	8.8
6. 保健所	1	2.9
7. 医療機関	13	38.2
8. 学校（スクールソーシャルワーカー等含む）	7	20.6
9. 保育園・幼稚園等	0	0.0
10. 障害者虐待防止センター	1	2.9

11. 民生委員・児童委員	7	20.6
12. 地域関係者（自治会等）	7	20.6
13. ハローワーク	2	5.9
14. 警察・消防	0	0.0
15. 介護サービス事業所	0	0.0
16. 地域包括支援センター	4	11.8
17. 居宅介護支援事業所	1	2.9
18. 生活困窮者相談窓口	4	11.8
19. 成年後見センター	2	5.9
20. 障害者就業・生活支援センター	5	14.7
(その他 児童相談所)	2	5.9

※複数回答のため、合計事業所数は34とならない。また、割合の合計も100%にならない。

＜問3（2）（1）のうち特に連携が必要な機関＞

	事業所数	割合
1. 市役所（障害福祉課）	3	8.8
2. 市役所（障害福祉課以外）	18	52.9
3. 障がい者相談支援センター	17	50.0
4. 他相談支援事業所	13	38.2
5. 社会福祉協議会	25	73.5
6. 保健所	17	50.0
7. 医療機関	13	38.2
8. 学校（スクールソーシャルワーカー等含む）	19	55.9
9. 保育園・幼稚園等	19	55.9
10. 障害者虐待防止センター	22	64.7
11. 民生委員・児童委員	30	88.2
12. 地域関係者（自治会等）	31	91.2
13. ハローワーク	22	64.7
14. 警察・消防	28	82.4
15. 介護サービス事業所	19	55.9
16. 地域包括支援センター	17	50.0
17. 居宅介護支援事業所	13	38.2
18. 生活困窮者相談窓口	28	82.4
19. 成年後見センター	26	76.5
20. 障害者就業・生活支援センター	21	61.8

※複数回答のため、合計事業所数は34とならない。また、割合の合計も100%にならない。

＜問4 部会で取り組みたいこと＞

- 相談支援事業所同士で気軽に意見交換できる場づくり
(地区別、分野別、障害種別など様々な切り口で)
- 相談支援事業所の受入可能状況が分かる仕組み(HP公表など)がほしい
- 虐待、介護分野など様々な研修を行い知識を深めたい
- 様々な機関とより連携できるような仕組みづくり
(障害福祉課以外の市の部署、学校、民生委員など)
- 障害福祉サービス以外の情報が相談支援専門員みなで共有できる仕組みづくり

※自由記述のため複数事業所から挙がった主な内容について記載。

※ホームページより抜粋

別紙2

大分市指定特定相談支援・障害児相談事業所受入可能状況

法人・事業所名	住所	電話番号	主な対象者				受け入れ状況 △:要相談 ○:要相談×:対応なし □:十分に受け可能	受け入れ可能者 △:要相談 ○:要相談×:不可	対応状況 △:対応あり ○:対応なし □:対応未定
			児童	精神障害者	身体障害者	要介護者			
社会福祉法人 大分市障がい者相談支援センター さくほんざいしゃふんじんざいしょじんてー	大分市王子町5番1号	097-576-8889	○	△					△:要相談 ○:要相談×:不可
社会福祉法人 シンワフィニー 大分市障がい者相談支援センター コーラス	大分市王子町5番1号	097-576-8888	○	○○	△		△:要相談 ○:要相談×:対応なし □:十分に受け可能		△:要相談 ○:要相談×:不可
社会福祉法人 大分市障がい者相談支援センター 大分市障がい者相談支援センター せせんか	大分市王子町5番1号	097-576-8887	○○○	○×	○	△	△:要相談 ○:要相談×:対応なし □:十分に受け可能		△:要相談 ○:要相談×:不可
NPO法人SMIS スマイス相談支援事業所	大分市上玉町三丁目3番4~110号 チリリズ吉澤行幸館前	097-547-0151	○○○	○	○	×			
社会福祉法人とんくん こども相談支援がらむ	大分市田牛町二丁目16番7号	097-546-3400		○	○	△	△:要相談 ○:要相談×:対応なし □:十分に受け可能		
有限会社 吉澤事業所 障がい者相談支援センター 篠見が丘	大分市篠見が丘西1丁目3番1号	097-542-2668	○○○		×	・居宅介護支援事業併設			
社会福祉法人 繁木愛育会 大分市障がい者相談支援センター あおぞら	大分市大字片島字長三郎 2996番地の3	097-557-0114		○○	○	△	△:要相談 ○:要相談×:対応なし □:十分に受け可能		
社会福祉法人 つかね会 大分市障がい者相談支援センター つかねの花	大分市鏡徳町3丁目2番23号	097-547-7694	○○○	○○	○	△	△:要相談 ○:要相談×:対応なし □:十分に受け可能		
社会福祉法人 大分市障がい者相談支援センター おおいた	大分市大字松飼5424-1	097-520-5575	○○○	○	○	△	△:要相談 ○:要相談×:対応なし □:十分に受け可能		
社会福祉法人 アップルミニット	大分市大字宮河内2244-3	097-524-7007	△△	△	×	×	△:要相談 ○:要相談×:対応なし □:十分に受け可能		
社会福祉法人 幸福会 相談支援事業所 ハピビコ	大分市大字片島字山崎1027番1	097-573-6788	○○○		△	△:要相談 ○:要相談×:対応なし □:十分に受け可能			
社会福祉法人 幸福会 指定特定相談支援事業所 「風と未来」	大分市坂ノ原西2丁目4番15号	097-592-8787	○		△	△:要相談 ○:要相談×:対応なし □:十分に受け可能			

参考資料

- ①本市における医療的ケア児の年齢や所属等
- ②医療的ケア児コーディネーターの配置状況
- ③医療的ケア児災害時個別支援票（記載例）
- ④人工呼吸器非常用電源補助事業
- ⑤特別支援教育メディカルサポート事業
- ⑥医療的ケア児教育・保育事業

本市における医療的ケア児の年齢や所属等

No	年齢	令和3年度学年等	所属				医療的ケア								利用している福祉サービス等															
			幼稚園	小学校	支援学校	盲学校	無	人工呼吸器	酸素吸入	喀痰吸引	気管切開	経管	ネブライザ	尿道留置カテーテル	定期導尿	座薬	浣腸等	ストーマ	援助	児童発達支援	放課後等デイサービス	教育保育事業	短期入所	日中一時	身体介護	移動支援	訪問入浴	通院介助	訪問看護	個別支援票
1	2	3歳未満児					○		○									○									○			
2	2	3歳未満児					○											○									○			
3	3	3歳未満児					○											○									○			
4	3	3歳未満児					○											○									○			
5	4	年小					○	○	○		○	○					○	○			○						○			
6	4	年小					○		○	○	○	○		○			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			
7	4	年小					○		○								○										○			
8	4	年中					○		○								○											○		
9	5	年中					○		○	○		○					○											○		
10	5	年中	○													○					○									
11	6	年長					○		○	○	○	○		○		○		○										○		
12	7	小学1年生		○					○										○	○	○							○		
13	7	小学1年生		○					○										○	○	○							○		
14	7	小学1年生		○					○		○	○						○	○	○	○							○		
15	8	小学2年生	○													○					○								○	
16	8	小学2年生	○													○		○			○								○	
17	9	小学3年生		○					○										○	○	○						○	○		
18	9	小学3年生		○					○		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○				○	○			
19	10	小学4年生		○					○									○	○	○	○					○	○			
20	10	小学4年生	○						○	○	○					○	○			○	○						○	○		
21	11	小学5年生	○																○	○	○							○		
22	11	小学5年生		○						○	○	○	○					○	○	○	○						○			
23	12	小学6年生		○												○				○	○	○						○		
24	12	小学6年生		○											○					○	○	○						○		
25	12	小学6年生		○						○		○	○				○			○	○	○					○			
26	12	小学6年生		○							○						○			○	○	○				○				
27	13	中学1年生		○						○									○	○	○	○				○	○			
28	13	中学1年生		○					○	○	○		○	○	○				○	○	○	○				○	○			
29	13	中学1年生		○						○									○	○	○	○								
30	14	中学2年生		○						○									○	○	○	○						○		
31	14	中学2年生		○						○		○	○						○	○	○	○					○	○		
32	14	中学2年生		○						○		○	○							○	○	○	○				○	○		
33	15	中学3年生		○												○			○	○	○	○						○		
34	15	中学3年生		○						○	○		○	○					○	○	○	○					○	○		
35	15	中学3年生		○						○		○	○	○			○			○	○	○						○		
36	15	高校1年生		○						○									○	○	○	○						○		
37	16	高校1年生		○						○		○	○						○	○	○	○					○	○		
38	16	高校1年生		○						○	○	○	○						○	○	○	○					○	○		
39	16	高校2年生		○							○								○	○	○	○					○	○		
40	17	高校2年生		○						○	○		○	○			○		○	○	○	○				○	○			
41	17	高校2年生		○						○	○		○	○					○	○	○	○				○	○			
42	18	高校3年生		○						○	○	○		○	○				○							○	○			
43	18	高校3年生		○							○									○							○	○		

重症心身障害児

3 23

1 4 27 1 10 7 15 21 4 25 13 5 5 1 11 1 10 31 30 18 19 9 5 13 40 27

医療的ケア児等コーディネーターの配置状況

1. 概要

医療的なケアが必要な障がい児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援の調整を適切に行う人材（コーディネーター）を養成しています。

2. 医療的ケア児等コーディネーターの活動内容

(1) 本人（家族）の状況に応じた支援チームづくり

コーディネーターは、本人と家族の情報を収集するとともに、支援に必要な医療、福祉、教育等によるチームを形成し、チームメンバーの連携と協働によって本人と家族の生活を支援します。

(2) 地域における支援体制の構築

地域の医療的ケア児を支援するための協議の場に参画し、医療的ケア児の支援に必要な資源、サービスの向上など、活動によって浮かび上がってきた課題と目標を関係者で共有し、解決と実現に向けた連携体制を構築します。

医療的ケア児等コーディネーター 大分市

	受講年度	受講者	フリガナ	所属名	職名
1	R1	木許 照代	キモト テルヨ	大分市障がい者相談支援センター コーラス	相談支援専門員 介護福祉士
2	R1	竹永 美香	タケナガ ミカ	大分こども発達支援センター 多機能型事業所やすらぎ	看護師
3	R1	岡嶋 志保	オカジマ シホ	大分市役所	保健師
4	R2	玉井 直生	タマイ ナオキ	相談支援事業所 うえの園	相談支援専門員
5	R2	池田 法子	イケダ ノリコ	大分こども発達支援センター 相談支援事業所 あおぞら	相談支援専門員
6	R2	中山 さゑ子	ナカヤマ サエコ	相談支援 まるまる	相談支援専門員
7	R3	平川 照美	ヒラカワ テルミ	相談支援事業所 グローリー	相談支援専門員
8	R3	高崎 元希	タカサキ ゲンキ	相談支援事業所 じょうはる	相談支援専門員
9	R3	長野 利徳	ナガノ トシノリ	相談支援事業所 ほほえみ	相談支援専門員

県推薦

1	R1	若林 悅子	ワカバヤシ エツコ	看護小規模多機能型居宅介護 そら	相談支援専門員 看護師
2	R1	赤嶺 顯子	アカミネ アキコ	大分県立病院 患者総合支援センター 地域医療連携室	主任看護師
3	R1	時松 陽子	トキマツ ヨウコ	大分県立病院 小児科	看護師
4	R3	安東 淑真	アンドウ キヨミ	大分県立病院 小児科	看護師

災害時医療的ケア児個別支援票(記載例)

作成日: R 年 月 日		記入者: 所属		氏名	
ふりがな 氏名 (保護者)		男 女	住 所 学校等	浸水想定区域内 河川・津波	
生年月日 (H)・R 年 月 日(歳)		連絡先	自宅 ()		
医療的ケア 気切・吸引(頻度: 3回/H) 人工呼吸器・酸素吸入・胃ろう		携帯(続柄: 緊急連絡先(続柄:	母)()		
サービス利用		短期入所()・放課後等デイサービス()・身体介護()			
主治医	医療機関名: ○○病院	その他 関係機関医	医療機関名: ○○病院	○○病院	
	担当医 ○○医師		担当医 ○○医師	○○医師	
訪問看護ステーション 名称: ()					
訪問介護事業所 名称: ()					
相談支援事業所 名称: ()					
医療機器	人工呼吸器 (なし・あり) → (侵襲的) 非侵襲的	内蔵バッテリー:なし・あり(3 時間) 外部バッテリー等:なし・あり(3 時間)			
	喀痰吸引 電池式: 1台 (不要・必要)	内蔵バッテリー:なし・あり(1 時間) 外部バッテリー等:なし・あり(時間)	シガーソケットからの変換アダプター:なし・あり 呼吸器から車までの距離 5 m		
	酸素療法 (なし・あり) → (0.25 ℥/分) O2ボンベ使用10時間	内蔵バッテリー:なし・あり(時間) 外部バッテリー等:なし・あり(時間)			
	その他 吸引器:電源のみ(今後検討) 持続吸引器:外部バッテリー10時間以上				
	外部バッテリー等種類 (外部バッテリー・蓄電池・その他:)	発電機 (なし・あり)			
災害時の対応	自治会名 ○○町内会	自宅周辺の避難場所	○○○小学校(浸水域)・△△小学校		
	対応内容		関係機関	備考	
	自宅が安全であれば、自宅で介護を行う。 ○○方面の両祖父母宅が安全で、移動が可能であれば、祖父母宅へ避難する。		ヘルパーステーション:その時の状況で支援の可否を判断する。まずは家族による介護や医療機関の受け入れを検討。		
	自宅で介護を行う人がいない場合や自宅が危険な場合は、○○病院へ連絡する。 ※病院からは、その時の状況によって受け入れが決まるので、確約はできないと言われている。		○○病院	父・母・姉の中からひとり以上が本児に付き添うことが出来る場合に限る。	
	指定された避難所が、本児のケアが行える電源等の環境が提供され、安心して生活できる場所であれば指定避難所へ行く。				
衛生用品の備蓄 なし・あり(期間: 1週間分) 食料の備蓄 なし・あり(期間: 1週間分)					
同意	* 災害時医療的ケア児個別支援票に記載した事項について、災害時の情報提供や避難支援・安否確認を目的として 関係機関に情報を提供することに同意します。 令和3年1月12日 氏名(保護者) 保護者同意あり (印)				

令和3年4月1日より

在宅で人工呼吸器を装着している方に**非常用電源購入費の補助**を開始します

身体障がいや難病等の疾患があり常時人工呼吸器を使用する在宅の方に対して、災害時にも日常生活を継続する上で必要となる非常用電源を確保するため、その購入費に補助金を交付します。

●大分市人工呼吸器非常用電源購入費補助事業の概要

対象者	以下の1～3をすべて満たす方 1 大分市に住民登録がある方 2 在宅で常時人工呼吸器を装着している方 (医療機関等に入院中、障害者支援施設等に入所中の方は対象外) 3 下記のイ～ハのうち、いずれかを所持している方 イ 身体障害者手帳 ロ 特定医療費（指定難病）受給者証 ハ 小児慢性特定疾病医療受給者証
補助金の額	上限額：100,000円
対象用具	1. 発電機 2. ポータブル電源 3. カーインバーター
利用者負担	原則として、購入費用の1割負担 ※世帯の市民税課税状況により、負担額や上限額が異なります。 ※基準額を超える分は、課税状況にかかわらず全額負担となります。
申請に必要なもの	・大分市人工呼吸器非常用電源購入費補助金交付申請書 ・人工呼吸器の使用証明書兼意見書 ・購入する用品の見積書および用品の種類が分かる資料 ・所持している身体障害者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証 ・誓約書

●注意していただくこと

- ◎ 人工呼吸器の使用証明書兼意見書は医師に作成を依頼してください。
- ◎ 購入前の事前申請となり、交付決定後の購入となります。
- ◎ 商品購入後、補助金の交付申請をする際に、領収書が必要となりますので、見積書を依頼するときに、領収書が発行できるかを確認してください。
※ 領収書が発行できない場合、納品が分かる書類や購入費用を支払ったことが分かる書類が必要となりますので、事前に担当部署までご相談ください。

令和3年度 大分市特別支援教育メディカルサポート事業について

大分市教育センター

事業目的 学校内において日常的に医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する大分市立小学校、中学校及び義務教育学校、児童生徒の安全な学校生活及び教育活動の確保並びに保護者負担の軽減等合理的な配慮を図り、医療的ケアを実施することにより、児童生徒の安全な学校生活及び教育活動の確保を保障す

る。
＜医療的ケアとは？＞
たんの吸引、気管切開部の衛生管理等、一般的に学校や在宅等で日常に行われている医療的援助行為を指す。

医療的ケア
の歴史

医師法第十七条
医師でなければ、医業をしてはならない。

在宅医療が進む中、家族による「医療的ケア」が定着してきた。

学校内で、たんの吸引や経管栄養等の「医行為」を教員が行うことではできないため、保護者による付き添いが行われている。

国との動き

「障害者基本法」改正（H23年8月）

→第16条第1項「合理的配慮」、第4項「基礎的環境整備」

「障害者差別解消法」（H28年4月）

→「不当な差別の取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（H28年6月）

→看護師の配置又は活用を計画的に進める

課題 現状

【大分市立小中学校の現状】
医療的ケアが必要な児童生徒→12名（R3年度）
・保護者が常時、または必要な時間付き添い、ケアを行っている。
・保護者の付き添いができる場合は、児童生徒は登校できない。
・保護者は毎日の付き添いにより、身体的・精神的負担が大きい。

「大分市総合計画」

第1章 豊かな人間性の創造
第1節 生きる力をはぐくむ学校教育の充実
・一人ひとりの教育的ニーズに対応した特別支援
教育の充実

「大分市教育ビジョン2017」

基本方針2
子どもたちの学びを支える教育環境の充実
重点施策 (1) すべての子どもの学びの保障

大分市の
位置づけ

学校に看護師を派遣して

医療的ケアを

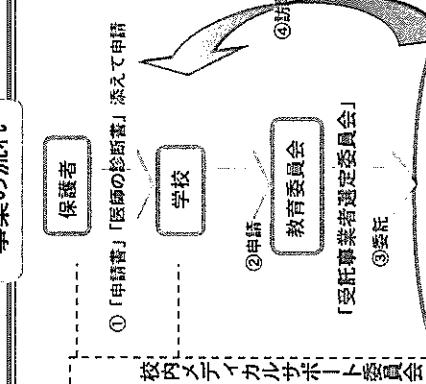
事業効果

＜児童生徒にとって＞
・保護者が付き添えないときも学校を休まなくすようになった。
・当該児童のセルフケアが進み、自立が促進されている。

＜保護者にとって＞
・安全で安心な支援体制で、非常に満足している。
・心身ともに負担が軽減した。

＜学校にとって＞
・安心して教育活動が行える。学校と保護者、看護師の信頼共有ができた。
・緊急対応でユニークル作成で医師から助言をいただき助かった。

事業の流れ



事業の概要

日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が在籍している学校に、訪問看護ステーションから看護師を派遣し、医療的ケアを実施。
＜医療的ケアの実施日数＞
・週5日以内（1日につき8時間以内）
・対象となる児童生徒
・医師の判断及び保護者からの申請による
・平成29年4月
＜医療的ケアの範囲＞
○たんの吸引 ○経管栄養 ○導尿
○その他教育長が必要と認める医療的ケア
＜事業開始＞
・平成29年4月
＜事業者との契約＞
・医師、学識経験者、看護師、学校長等から組織する「受託事業者選定委員会」により、事業利用者ごとに最適な訪問看護ステーションを選定し、教育委員会と委託契約する。

「大分市教育大纲」

基本方針2
子どもたちの学びを支える教育環境の充実
・児童生徒の安全な学校生活及び教育活動の確保
合理的配慮の提供により、教育機会を保障する必要がある
・児童生徒の身体的・精神的負担の軽減

◆校内メディアサポート委員会
・該当児童生徒の状況や実施する医療的ケアの回数や内容、配慮事項、緊急時の対応、連絡体制等について共通理解するために、原則として学期に1回と年末の計4回開催する。
<委員>医師・看護師・保護者・学校関係者等

◆中核市の状況
57市中29市が実施（令和元年度）

長崎市・福山市・西宮市・東大阪市・高槻市・豊中市・長野市
船橋市・川越市・宇都宮市・前橋市・八王子市・佐世保市
大津市・高崎市・久留米市・他

◆大分市として
・九州中核市で3市目の取組<長崎市・佐世保市>
・県内では初めての取組（公立小中学校）
R2年度より日田市でも開始

大分市医療的ケア児教育・保育事業

事業目的

日常生活を営むために医療的ケアを要する状態にある子ども（以下「医療的ケア児」という。）が保育所や幼稚園の利用を希望する場合、看護師等を施設に派遣するこにより、保護者の負担軽減を図り、医療的ケア児の教育・保育機会を保障する。

※医療的ケア・・・たんの吸引、導尿など一般的に在宅等で日常的に行われている医療行為を指す。

市の動き

- 平成28年5月に児童福祉法が改正され、医療的ケア児への対応が市町村の責務として明記された。

○平成31年3月「保育所での医療的ケア児受け入れに関するガイドライン」が策定された。

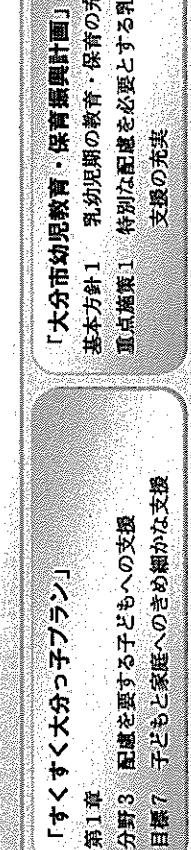
○令和3年9月「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、保育所の設置者等、学校の設置者の責務について明記された。

○「大分市特別支援教育メディカルサポート事業」により、小中学校において医療的ケア児の受け入れを開始（平成29年4月）

○本事業「大分市医療的ケア児教育・保育事業」を開始（令和元年10月）

大分市の位置付け

「大分市総合計画」第1章 豊かな人間性の創造
第1節 生きる力をはぐくむ学校教育の充実・一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援の充実



大分市医療的ケア児教育・保育事業実施前の状況

- ・医療的ケア児を受け入れる場合、保護者が必要な時間又は常時付き添い、ケアを行っている。
- ・保護者は毎日の付き添いにより、身体的・精神的負担が大きい。

市立幼稚園教育・保育施設 へ看護師を派遣して 医療的ケアアドバイスを実施

事業の流れ

事業の内容

日常的にたんの吸引や導尿など「医療的ケア」が必要な児童が在籍している。

保育所・幼稚園に訪問看護ステーションから看護師を派遣し医療的ケアを実施。

＜医療的ケアの実施日＞

・保育所の場合：週6日（11時間以内）

・幼稚園の場合：週5日（6時間以内）

＜対象となる児児＞

・医療的ケアを日常的に行う必要がある児童

＜事業開始＞

・令和元年10月

＜医療的ケアの範囲＞

○たんの吸引 ○経管栄養 ○導尿 ○その他市長が必要と認める医療的ケア

＜事業者との契約＞

・市と事業者による委託契約

・施設（保育所・幼稚園）、保護者、訪問看護師の3者

